



しかべ

第 6 号

2001年8月

議会だより



中学校 体育祭

◆ 事務局職員の異動	◆ 委員会の活動	◆ 意見書の提出	◆ 一般質問	◆ 第二回定例会の概要
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ ・	(8)	・ ・ ・ ・ ・	(4)	(2)
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
(10)	(9)	(7)	(6)	(3)

発行／鹿部町議会

編集／鹿部町議会だより編集特別委員会

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字宮浜299番地

TEL 01372-7-2111 (内線24、76) FAX 01372-7-3086

E-mail gikai@town.shikabe.hokkaido.jp

平成13年 第2回定例会

平成13年第2回定例会は、6月21日に招集され、会期を2日間と決め、町長の行政報告のあと、3名の議員が8項目にわたり一般質問を行いました。その後、条例等議案3件、平成13年度補正予算、人事案件1件、報告3件、意見案1件などを審議し、全て原案どおり可決し、会期を1日残して閉会しました。

尚、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

条 例

△鹿部町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定
暴力団員等の公共施設の利用に關し、使用を制限する施設に「鹿部間歇泉公園」を追加した。又、解体に伴い「特別母と子の家」を削除した。

△鹿部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
公職選挙法の一部改正に伴い、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人の報酬をそれぞれ改正した。
(別表一参照)

(別表一)

職 名	改 正 後	改 正 前
投票管理者	1回 12,700円	1回 12,300円
選挙長、開票管理者	1回 10,700円	1回 10,400円
投票立会人	1回 10,800円	1回 10,500円
開票立会人、選挙立会人	1回 8,900円	1回 8,600円

△鹿部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定
災害対策基本法の一部改正に伴う条文の文言整備及び新たな組織として「現地災害対策本部」を設置できるものとした。

発 議

△鹿部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定
鹿部町課設置条例の改正に伴い、委員会の所管に関する各課の名称を改正した。
改正後の各常任委員会の所管事務は次のとおりです。

総務経済常任委員会

総務課、税務課、企画管財課、水産経済課、建設水道課、地籍・国道整備対策室に関する事務調査及び議案、請願、陳情等の審査に関する事項

民生文教常任委員会

町民生活課、福祉保健課、教育委員会に関する事務調査及び議案、請願、陳情等の審査に関する事項

補 正 予 算

△一般会計

歳入歳出それぞれ二億九千七百二十三万六千円を追加し、予算総額を三十六億七千五百八十三万八千円とした。

内容は、公債費の繰上償還に係る二億八千五百四十五万八千円の追加が主なものです。

人 事 案 件

△収入役の選任

六月三十日で任期満了となる鹿部町収入役に、松川猛氏を再度選任することに同意した。



松川猛収入役

その他

△平成十二年度鹿部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

「しかべ間歇泉公園駐車場拡張工事及び景観環境緊急整備事業（千六百四十八万五千円）」、「水槽付き消防ポンプ自動車購入事業（三千六百九十七万二千円）」、「準用河川鹿部川災害復旧事業（千四百三万円）」に係る平成十二年度繰越明許費について、平成十三年度への繰越額の報告があった。

△平成十二年度鹿部町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
「支給限度額一本化システム開発事業」に係る平成十二年度繰越明許費について、平成十三年度への繰越額（百六十八万円）の報告があった。

△鹿部町土地開発公社の平成十二年度決算並びに平成十三年度予算等の報告について

鹿部町土地開発公社の平成十二年度決算並びに平成十三年度予算等の報告があり、昨年度に引き続き、公有地の取得はなかった。



新しく配備された水槽付き消防ポンプ自動車



第三回臨時会

第三回臨時会は、四月二十三日に開催され、次の事項について審議しました。

△平成十二年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告

地方自治法の規定により、平成十三年三月三十日付けで専決処分したもので、内容は歳入で特別交付税が予算額を上回る決定がされたことにより、基金の取り崩し額を減額し、歳出では、各基金の積立額を九百五十七万七千円減額して、歳入歳出それぞれの総額を三十六億千九十八万二千円とした。

△鹿部町課設置条例の全部を改正する条例の制定

水産課と産業課を統合して水産経済課、建設課と水道課を統合し建設水道課とした。又、従来、兼務体制で行っていた防災対策について、専任体制とした。

△鹿部町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

建設課と水道課の統合に伴い一部改正した。

△鹿部町税条例等の一部を改正する条例の制定

地方税法の一部改正に伴い、町条例も一部改正した。

△企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例の制定について

地方公務員法の改正に伴い、本条例の全部を改正した。

議案を傍聴してみませんか？

第3回定例会は、
9月中旬に予定しています。



第2回定例会での一般質問は、3名の議員から8件の事項について質問がありました。

質問、答弁の趣旨をまとめ、項目順に紹介します。

パークゴルフ場、町外利用者からの料金徴収



笠原 賢 議員

以前にも伺い致したパークゴルフ場の町外利用者からの料金徴収について、私もまたま施設を視察しておりましたが、町外利用者が早朝よりプレーをし、地元利用者が思うようにプレーできない現状でありますので町外利用者の料金徴収並びに時間調整は出来ないものか、町側の考えを伺いたい。

観光PRの見地からも当面は料金徴収しない

【松本 豊勝 町長】

町外利用者が早朝よりプレーをし、地元利用者のプレーに支障を来たしているということでありますが、教育委員会には、そのような事実に対する苦情は一切きておらないということでございます。施設の利用状況は、平成十一年度、年間一万九千六百十九人でありますが、十二年度では町外者は約千人の減少となっており、本年度前期においても町外者の利用は減少傾向にあります。このことは十一年度、十二年度において近隣町に相次いでパークゴルフ場が新規オープンしたことが起因していると考えられます。当町の施設は観光を含めた地域PRのために無料化を続けてきたところであります。減少はしておりますものの、スポーツガイドブック等に掲載されており、施設PRにより、町内

宿泊施設を利用した観光型ゴルフ場も少ないながら毎年利用されております。これから、益々、地方でのアイデアを出していく時代でもありますので、質問のありましたことについては、利用者がお互いに協調しあい、施設を有効に利用していただくよう指導を教育委員会に指示し、料金については、当面の間は現状のままで続けていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。



パークゴルフ場

教育施設の安全対策

この度の大阪池田小学校で起きた児童殺傷事件は、全国を騒がせた事件でありましたが、当町として、今後、教育施設の安全対策をどのように考えているのか、伺いたい。

学校関係者と連携し安全管理の徹底を図る

【松本 豊勝 町長】

去る六月八日、事件発生当日に「学校での安全管理について緊急の再点検」と題し、文部科学大臣の談話が出され、都道府県及び全国市町村教育委員会にも一斉に送信されたと聞かされております。

教育委員会としては、すぐさま幼稚園、小学校、中学校に対し「幼児・児童・生徒の安全確保と学校の安全管理」について再点検の支持をして

ございます。

また改めて、学校関係者と連携を図り、安全管理の徹底も図っております。

学校施設に対する施設は時代における教育の在り方に合わないことから、父母や地域の方々が多く出入りすることによって子供を安全に守る意識に展開していかなければならないと考えております。

特に、教職員の連携によって、校舎内外の巡回を図ることや子供たちに対しての防犯意識の高揚、校舎外での「子供一〇番」への駆け込み指導等を図っていると報告を受けております。

尚、鹿部駐在所より、当分の間、学校周辺の巡回をするなど協力をいただいております。



大岩地区に避難階段 道路の整備を



川村 清 議員

大岩地区の裏側は急傾斜地であるが、駒ヶ岳噴火、津波に対する影響を重視し局部的でも「避難階段道路」の整備を推進し造ることが出来ないのかという地域住民の要望が多数あります。

また、地域ごとに手助けの必要なお年寄りや独居老人、身体に障害のある人、避難時に誰が面倒を見るかなど、きめ細かな対応策が必要と思われますが、町理事者の考えを伺いたい。

土砂崩壊の危険性があり、 整備するのは困難

【松本 豊勝 町長】

避難梯子については、高波津波に対する一時避難のために、平成十年度にシシペ地区一箇所、大岩地区四箇所の計五箇所を設置、平成十一年度にシシペ地区に一箇所設置してございます。

その他に治山工事实施の際シシペ地区に三箇所設置され、現在八箇所梯子が設置されております。

質問の避難階段道路の設置については、ご承知のとおり、当該地域は土砂崩壊の危険性があり、道の事業により治山工事を実施した箇所であり、容易に手を加えることについては問題があります。

階段道路の整備となれば、ただ道路を作ればよいという考えではなく、土砂崩壊を予想した工事となるので、技術的にも

困難さとそれを克服するため
の多額の工事費がかかること
から財政上は無理であると考え
ております。

次に、高齢者の避難対策であります。現在六十五歳以上の高齢者は八八二人おります。うち、在宅一人暮らしの高齢者が六五人、高齢者夫婦世帯三六世帯で八四人おります。

平成八年三月五日に駒ヶ岳が小噴火した際には、町内会長会議を開催し、各町内会に高齢者、高齢者世帯名簿を配布し確認してもらい、災害時には、町内会で声がけをしてもらい避難所に一緒に避難することで確認をしているところであります。

町内会組織の再編成

町内会組織は昭和四十六年に設立し、三十年経過され、住宅、人口の流れも宮浜地区に多くの移動がなされております。

これからの町内会活動は親睦ばかりではなく、駒ヶ岳防災に関連して「隣組グループづくり」などの検討が必要になるものと判断します。

何よりも町民一人一人が自主防衛の意識を高め、町内会ごとに一致団結し行動することが非常に大切になると考えております。

町内会組織の再編成についてどのように考えているか伺いたい。



避難梯子

早急に町内会連合会と検討したい

町内会組織は昭和四十六年に組織され早や三十年が経ったわけでありますが、その間において、宮浜十三区が十四区と平成二年に合併し、宮浜十四区町内会として活動しております。また、町内会分割

ところは極端に少なくなってきた。これは、防災の会議の中でもって、町内会と話し合いをした時も、そういった意見は出てございますので、組織の再編については、早急に町内会連合会に検討するよう、随時、今まで話しておるんですけれども、改めて、検討するよう話して参りたい。

については、鹿部三区及び宮浜十七区が各々A Bの二町内会に、また、宮浜十五区及び宮浜十九区が各々A B Cの三区町内会に分割され適正な人数で活動しておりますが十七区Bが現在、一〇一名と一町内会のみ百名を超えております。

十七区B町内会の中にあります宮浜中央団地が事業実施中でございますけれども、完成時には五十一戸の団地になりますので、単独の町内会として分割することとしており、現在三十一町内会で一町内会平均四十一名となっておりますございますけれども、確かに少ない

町内会別世帯数 (平成13年5月15日現在)

町内会名	世帯数	町内会名	世帯数	町内会名	世帯数
1区	25	11区	49	19区B	70
2区	41	12区	29	19区C	94
3区A	29	14区	38	20区	45
3区B	46	15区A	52	21区	24
4区	19	15区B	40	22区	42
5区	17	15区C	20	23区	51
6区	28	16区	48	24区	35
7区	42	17区A	56	25区	56
8区	20	17区B	101	26区	44
9区	21	18区	61		
10区	21	19区A	72	合計	1,336

家庭の廃水処理



佐藤 頼幸 議員

家庭から出る排水の処理について、理事者はどのように考えているか伺いたい。

将来的には合併浄化槽・下水道も視野に

【松本 豊勝 町長】

この排水処理については、ほとんどの家庭が浸透枳を用いた自然浸透方式でございます。

環境保全上は、合併浄化槽だとか下水道も視野に入れて、将来は考えていかなければならないと、私自身は思っている。

間歇泉公園の駐車場が利用しにくい

間歇公園の今年度入場者数をお伺い致します。

又、現在の駐車場は、非常に利用しにくい区画になっておりますが、なぜあのような区画にしたのか伺いたい。

利用者からの指摘もなく好評だと思っている

【松本 豊勝 町長】

今年度の入園者については、六月十七日現在で二万五千九十六人が入園致してございます。

次に駐車場の車両区画理由についてでございますけれども、当地の一部が、海浜地となっており、占用に、函館土木現業所に、国道の占用を函館開発建設部森道路事務所にそれぞれ許可申請を行っておりますが、許

可の際に大型バスの部分について、土現では、護岸に対して、平行に駐車帯を設け、有効利用を図る事、開建では、国道の通行車両に影響を与えないように、駐車場内において旋回して、出入りするよう条件が出されたことから、平成十一年、十二年度の利用実績状況を参考に、安全な利用と管理面を重視し、コンサル会社と協議し、整備したものでございます。

現段階では、利用者からの指摘がなく好評であると思っている。

◎負担金補助及び交付金について ◎指名選考委員会について

(議会だより編集要領により三問以上のため内容省略)

意見書の提出

議員提案により、次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。

「30人以下学級」実現等、教育予算の充実を求め、義務教育費 国庫負担法を堅持する要望意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、全ての国民に対する妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、義務教育費国庫負担法は、その第1条で、「この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民全てに対しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする」と定めています。

政府は、1985年度以降、教職員の旅費と教材費、恩給費、共済費の追加費用を義務教育費国庫負担法の適用除外とし、地方自治体へ負担を転嫁してきました。

さらに大蔵省は、過去17年間にわたり学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外する意向を示してきましたが、地方の強い抵抗により断念してきました。

一方、わが国の財政は、2001年度末には国・地方合わせた長期債務残高が666兆円に及び、財政再建が重要課題となっていることから、政府は歳出構造の徹底的な点検を行い、国庫補助金負担金の整理合理化を進めるとしており、現財務省は、国庫負担の見直しも検討課題としています。

しかし、学校事務職員・栄養職員をはじめとする教職員の給与費国庫負担適用除外や負担割合の引き下げは、わが国の義務教育を支える国と地方の基本的な役割分担を損ね、地方自治体の財政を一層逼迫させることになり、ひいては保護者負担の増大につながることであります。

また、深刻化するいじめ・不登校等の問題を解決するためには、30人以下学級を基本にした学級編成と養護教諭・学校事務職員の全校配置など、ゆとりある教職員定数配置が必須となっており、保護者負担を軽減し、地域・家庭の教育環境向上のため、義務教育諸学校の教科書無償制度の継続や、私学助成の増額などが引き続き重要です。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

1. 義務教育費国庫負担法を堅持すること。
2. 30人以下学級を早期に実現すること。
3. 教科書の無償制度を継続すること。
4. 学校教育法28条「ただし書き」と同法103条を削除すること。
5. 私学助成の確保及び大幅な増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先) 内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣



整備された鹿部漁港西護岸

委員会の活動

総務経済常任委員会

所管事務調査

一 漁港の管理について

【調査の概要】

当町には、鹿部・本別・本別（出来瀬地区）漁港の三港が整備されており、鹿部漁港に西護岸（本年四月供用開始）、本別漁港には東護岸（本年二月供用開始）が新設されている。

漁業を基幹産業とする当町において、漁港は重要な役割を果たしており、適正な管理が求められる。

【調査の結果】

各漁港を現地調査した結果、次の事項について要請した。

- ① 鹿部漁港の西護岸（新設）の部分にトイレの設置
- ② 本別漁港の排水溝補修
- ③ 出来瀬漁港連絡道路の拡幅

二 公園の管理について

【調査の概要】

当町で管理する公園は、町内外から利用され、特に間歇泉公園はオープン以来、順調に入園者数を数えている。

又、昨年完成した「ひょうたん沼公園」については、今後の利用が期待されるが、沼を中心とした公園であるので、安全管理の面が心配される。



ひょうたん沼公園

【調査の結果】

各公園（間歇泉公園・鹿部公園・ひょうたん沼公園）を現地調査した結果、雑草駆除等については、適正に管理されているが、ひょうたん沼公園の安全管理面では、子供でも容易に沼に近づくことができ危険であるので、フェンス等の設置について検討するよう要請した。



鹿部公園

民生文教常任委員会

所管事務調査

一、一般廃棄物処理場の現況調査について

【調査の概要】

当処分場は、総埋立量一、四〇〇トン、埋立期間十年の計画で建設し、平成十二年四月より供用開始され一年が経過している。

取り扱うゴミは不燃ゴミと粗大ゴミ、茅部地区衛生施設組合に収集され処理された可燃ゴミの焼却灰であるが、粗大ゴミについては、家具等の木製のものは小さく切断し砂原町の焼却場へ搬入している。本年三月末時点での埋立量は七九一・八七トンで、当初予想していた年間計画一、一四〇トンの約七割の重量であり、本年四月からは分別内容も検討し、不燃物だった靴等は燃やせるゴミとして取り扱うこととしており、ゴミの減量に努めている。

しかし、現地調査の結果、ゴミが圧縮されずに埋立てされているのが目に付いた。

大きいゴミについては重機で圧縮して埋め立てしているが、缶等の小さなものについてはそのまま圧縮せず埋め立てされている状況である。

可燃ゴミの焼却については、現在、砂原町の茅部地区衛生施設組合で行っているが、当町を含む渡島管内十三町で現在計画の中の上磯町に建設される処分場が完成し供用開始になると、この施設で行うこととなり、この施設はガス化溶融炉で、今まで不燃物として扱っていたものの一部も可燃物として処理が可能となることから、ゴミの減量を見込んでおり、今後の状況を見ながら計画の見直しも必要となる。



一般廃棄物処理場

【調査の結果】

供用開始後一年経過した現時点では当初の計画より埋立量は少ないということであるが、埋立の際はゴミの大小にかかわらず圧縮出来るものは徹底的に圧縮し無駄なく埋め立てし、埋立期間が当初の計画より延長されるよう、今後もゴミの減量化に努められたい。



小 学 校

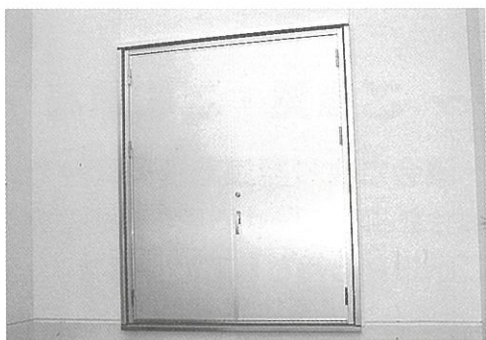
二、小学校校舎の改修後の現況調査について

【調査の概要】

この校舎は昭和六十年に建設され十五年経過している。昨年度、外壁、屋上の防水工事を中心とした大規模な改修工事を実施した。

この工事では、老朽化によるもの、ニーズを考慮したものもあるが、施設の管理不足から生じたものもあると考えられる。

今回現地調査した箇所は、校舎の外壁、児童のニーズに



改修された体育館のドア

対応し洋式トイレを増設したトイレ、エアコンを取り付けたコンピューター教室、体育館のドア、体育館横の玄関である。

【調査の結果】

管理をすることで施設の維持は可能であり、補修等も最小限に抑えられるので、今後は当局側に対し、管理の徹底を指導すべきであり、児童が有意義に学校生活を送れるよう、十分な環境整備に努められたい。

各委員会の閉会中の所管事務調査

各常任委員会及び議会運営委員会が九月定例会までの閉会中に、次の事項について調査します。

◆総務経済常任委員会

一、町有財産に関すること

◆民生文教常任委員会

一、パークゴルフ場の利用状況と管理について

◆議会運営委員会

一、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について

二、議長の諮問に関する事項について

議 会 の う ご き

4 月

- 12日 第3回議会だより編集特別委員会
- 17日 漁港整備促進協議会（議長外議員出席）
- 20日 北斗船歌碑建立除幕式（議長外議員出席）
- 23日 議会運営委員会
- 〃 第3回臨時会
- 24日 監査委員より平成12年度3月分出納検査報告書受領
- 26日 町内会連合会定期総会（議長出席）
- 28日 鹿部救難所運営協議会定期総会（議長出席）



4/20 北斗船歌碑除幕式

5 月

- 2日 渡島町村議会議長会定期総会（函館市・議長、局長出席）
- 9日 総務経済常任委員会所管事務調査
- 10日 民生文教常任委員会所管事務調査
- 11日 鹿部町交通安全推進委員会総会（議長出席）
- 14日 渡島廃棄物処理広域連合議会臨時会（上磯町・議長外関係議員出席）
- 18日 鹿部商工会通常総会（議長出席）
- 22日 監査委員より平成13年4月分出納検査報告書受領
- 29日 渡島福祉会理事会（議長外関係議員出席）
- 30日 鹿部町土地開発公社理事会（関係議員出席）

6 月

- 1日 渡島総合開発期成会定期総会（函館市・議長出席）
- 13日 第52回北海道町村議会議長会定期総会（札幌市・議長、局長出席）
- 14日 鹿部温泉観光協会総会（議長出席）
- 18日 議会運営委員会

議会事務局職員異動のお知らせ

平成13年7月1日付けで議会事務局職員の異動がありましたので、お知らせいたします。

新書記 村田 光 代（町民生活課より）

前書記 小笠原 明 美（総務課へ）

～ ご意見・ご感想を ～

議会だより編集特別委員会では、議会だよりに関する皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

編集後記

いよいよ夏本番。当町では養殖・天然昆布漁の最盛期となり、町民皆様におかれましては、多忙な日々をお過ごしのことと存じます。

八月一七日～一八日には当町の一大イベントであります『しかべ海と温泉のまつり』が開催されます。町内外からの多数の来場が予想されますので、交通事故等には充分注意され、楽しく過ごされるよう望んでおります。

「議会だより」も今回で六号となりましたが、編集委員一同、より読みやすく、分かりやすいものを目指し、精一杯努めて参りますので、お気付きの点がございましたら、何なりとお寄せくだされば幸いです。

◎議会だより編集特別委員会

委員長 笠原 賢
副委員長 浦 梅 吉
委員 盛田 鉄 次
委員 千葉 光 義
委員 中川 一